

## 総合事業開始に伴う業務変更の手順について

平成29年1月26日  
岸和田市地域包括支援センター

### 契約書変更について

#### ①業務委託契約書

総合事業を利用する方がおられる事業所は新たな契約が必要となります  
3月1日より各地域包括支援センターで業務委託契約書をお渡しします

#### ②利用者との契約書・重要事項説明書

総合事業を利用される方は新たな契約が必要となります。必要な部数を3月1日より  
各地域包括支援センターでお渡しします

### 更新申請の手続き

総合事業のみを利用する方はチェックリストで更新⇒各地域包括支援センターへ  
チェックリストについては60日前から受付いたします。ガイドラインを基に地域包括  
支援センターが介護予防・生活支援サービス事業の該当・非該当の判断をします  
介護予防サービスを利用される方は要支援（介護）認定申請が必要⇒介護保険課へ

### 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書について

総合事業のみの利用者は介護予防ケアマネジメント依頼届出の提出が必要です  
届け出の申請書・介護保険者証⇒各地域包括支援センターへ

### 新規申請で介護予防サービス及び総合事業をご利用の方の手順

新規で要支援の方が総合事業のサービスを利用される場合

⇒原則地域包括支援センターが担当

(介護から要支援に介護度が変わった場合を含まない)

(介護予防サービスを併用される方・総合事業で緩和Aのサービス利用者・サービス選択  
会議で現行相当が必要と判断された方は委託をお願いすることがあります)

※新規でサービスを利用される場合は地域包括支援センターへご相談ください

## 介護予防ケアマネジメント終了届出書について

必要に応じ終了時に提出が必要となります⇒各地域包括支援センターへ

## 総合事業利用に伴う提出書類

総合事業利用に伴う書類の提出は

基本情報（１）（２）、ケアプラン、支援経過及びサービス担当者会議録、サービス利用票・別表となります

サービス内容が変更となる場合は評価を提出し、必要に応じチェックリスト、ケアプラン、支援経過及びサービス担当者会議録、サービス利用票・別表を提出

サービス終了時は評価票、支援経過（評価内容を含む支援経過であれば経過記録だけでも可）を提出

評価の期間はサービス終了までとします

## 業務委託料請求書・明細書の変更について

委託料請求明細書請求書は４月分の請求（５月８日提出締切分）から書式が変わります  
請求書・明細書については業務委託契約書と一緒にお渡しします

## 給付管理についての注意点

給付管理票（様式第十一）の内容の一部が変更となります